

岩見沢市

令和6年度冬のくらし支援事業

事業者募集

雪下ろし・間口除雪・定期排雪



岩見沢市では、冬のくらし支援事業に基づき、雪下ろし作業・間口除雪作業・定期排雪作業を請け負う除雪事業者の皆さんの「事業者届出」をお願いしています。

冬のくらし支援事業とは？

除排雪作業を自力で行うことが困難な高齢者等で構成される低所得世帯の方が雪下ろし作業・間口除雪作業・定期排雪作業を事業者に依頼した際の費用の一部を市から助成することで、市民の皆さんの冬のくらしを支援することを目的とした事業です。

冬のくらし支援事業の流れ(事業者)

①事業者届出書を土木事業協同組合へ提出

市民は、届出のあった事業者リストの中から、除排雪作業の依頼をすることとなります。
※市への提出ではありません。

②作業依頼の受付・契約

市民からの依頼を受け、作業内容を確認し、契約書等を作成します。
※市発行の登録決定通知により、登録済みであることを確認してください。

③除排雪作業の実施

内容に従って、除排雪作業を行います。

④料金の受け取り

作業完了後、料金を受け取ります。(市民には、市から助成金が支払われます)
※必ず領収書を発行してください。

※事業の詳細は、「高齢者世帯等冬のくらし支援事業事業者向けマニュアル」をご確認ください。なお、マニュアルは、事業者届出書の提出時にお渡しするほか、市ホームページにも掲載しています。

助成の対象となる作業

作業種別	対象となる作業	備考
雪下ろし作業	・家屋の雪下ろし ・家屋の雪下ろし後の運搬排雪 ・家屋の屋根からの自然落下により、窓や排気口等を塞ぐ雪の除排雪	・住家以外の雪下ろしは対象外
間口除雪作業	・道路除雪後の間口の置き雪などの処理 ・自宅敷地内で処理できなくなった場合の運搬排雪	
定期排雪作業	・運搬排雪(10回以上のシーズン契約)	・単発契約(シーズン契約以外)や9回以下のシーズン契約は対象外

- ※ 助成を受けることのできる市民は、市内の一戸建て住宅に住む、市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯で、下記のいずれかの条件を満たす必要があります。
- ・高齢者（年度末時点で70歳以上）のみの世帯
 - ・障がい者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方がいる世帯
- ※ 次のような場合は対象になることがありますので市へ問合せするようお願いください。
- ・70歳未満であっても、病気・けがにより除雪ができない方 など

事業者登録の手続き

- ※ 事業者登録できるのは、岩見沢市内に本店、支店、営業所等があることが条件です。
- - ・市ホームページ
 - ・土木事業協同組合
 - ・市高齢介護課 にあります。
- ① 「**高齢者世帯等冬のくらし支援事業者届出書**」の作成
- ② **添付書類**を添えて提出（**提出先:土木事業協同組合(7西2:建設会館内)**）
- ※ 添付書類は、事業形態等により異なるので、下記を参照してください。

競争入札参加資格者名簿に登録

登録

- ☐ 岩見沢市競争入札参加資格者名簿に登録されたことがわかる書類 ※1
- ☐ 労働者災害補償保険に加入していることがわかる書類
- ☐ 請負業者賠償責任保険に加入していることがわかる書類

事業形態は法人か個人

法人

- ☐ 登記事項証明書 ※2
- ☐ 市税に未納のないことの証明書（完納証明書） ※3
- ☐ 労働者災害補償保険に加入していることがわかる書類
- ☐ 請負業者賠償責任保険に加入していることがわかる書類

未登録

個人

- ☐ 個人事業の開業・廃業等届出書又は確定申告書 ※4
- ☐ 市税に未納のないことの証明書（完納証明書） ※3
- ☐ 労働者災害補償保険に加入していることがわかる書類
- ☐ 請負業者賠償責任保険に加入していることがわかる書類

※1 資格者名簿への登録手続き後に、市契約検査管理課より「審査結果通知書」が送付されています。

※2 発行から3か月以内のもの。法務局に申請することで発行されます。

※3 発行から3か月以内のもの。市市民サービス課に申請することで発行されます。

※4 税務署に届け出た際に控えをもらうことができます。

問合せ先

- 事業者登録に関すること
岩見沢土木事業協同組合（7西2 建設会館内） ☎ 24-3408
- 制度全般に関すること
市高齢介護課高齢者支援係（11番窓口） ☎ 35-4132